

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		妊娠届出書
市の機関の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部保健センター
個人情報ファイルの利用目的		母子保健法の規定に基づく保健指導等の実施や母子健康手帳の交付に利用する。また、スクリーニングにより支援の必要の有無を検討し、必要な妊婦に対して支援を行う。
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		母子健康手帳交付番号、妊婦氏名・妊婦生年月日・年齢・職業、夫氏名・生年月日・年齢・職業、居住地、電話番号、国籍（外国籍のみ）、婚姻状況、妊娠週数、妊娠月数、分娩予定日、今回の妊娠で性病・結核に関する健康診断の有無、医療機関名、医師名、助産師名、届出年月日 妊娠回数、早産・流産・死産・中絶回数、既往歴
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		妊娠届出をした妊婦
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人から直接収集
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—
	内容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ あり ☐ なし
(備考)		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	予防接種予診票	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部保健センター	
個人情報ファイルの利用目的	予防接種法に基づく予防接種の記録に利用する	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）	住所・電話・氏名（フリガナ）・診察前の体温・生年月日 性別・保護者名 ワクチン名・ワクチンロット番号・接種量・接種医師名・ 接種年月日 接種場所	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	予防接種受診者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	本人又は保護者から直接収集	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨	含む	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先	—	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担 当 課 名	総務部庶務課
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根 拠 法 令	—
	内 容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別	☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	☒ あり ☐ なし	
（備考）		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		大腸がん検診ファイル	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部保健センター	
個人情報ファイルの利用目的		健康増進法によるがん検診の記録に利用する	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		住民コード、カナ氏名、生年月日、性別、年度、受診日、受診種別、医療機関、受診番号、一日目便潜血判定、二日目便潜血判定、指示区分、検査方法、回収条件、検査キット名、一回目検体番号、二回目検体番号、精検受診区分、特記事項、請求年月	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		大腸がん検診受診者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		業者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ あり ☐ なし	
(備考)			

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子宮がん検診ファイル		
市の機関の名称	市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部保健センター		
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法によるがん検診の記録に利用する		
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）	住民コード、カナ氏名、生年月日、性別、年度、受診日、受診種別、受診医療機関、受診番号、頸部標本適否、頸部細胞診断、頸部 HSIL 再掲、頸部臨床診断、頸部指示区分、体部細胞診断、体部臨床診断、体部指示区分、 HPV 検査、検診中_後の重篤な偶発症を確認、検診中_後の偶発症による死亡、精検受診区分、特記事項、請求年月		
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	子宮がん検診受診者		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	医療機関から収集		
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨	含む		
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先	—		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ あり ☐ なし	
（備考）			

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	乳がん検診ファイル		
市の機関の名称	市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部保健センター		
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法によるがん検診の記録に利用する		
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）	住民コード、カナ氏名、生年月日、性別、年度、受診日、受診種別、医療機関、受診番号、視触診判定_県、マンモグラフィ判定_国、乳房撮影_X線検査_県、総合判定_視触診_X線_県、指示区分_県、マンモグラフィ撮影方法、検査方法、マンモグラフィ番号、検診中_後の重篤な偶発症を確認、検診中_後の偶発症による死亡、精検受診区分、特記事項、請求年月		
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	乳がん検診受診者		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	業者・医療機関から収集		
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨	含む		
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先	—		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ あり ☐ なし	
（備考）			

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	胃がん検診ファイル		
市の機関の名称	市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部保健センター		
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法によるがん検診の記録に利用する		
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）	住民コード、カナ氏名、生年月日、性別、年度、受診日、受診種別、医療機関、受診番号、検査結果、指示区分、検査方法、検診中_後の重篤な偶発症を確認、検診中_後の偶発症による死亡、精検受診区分、特記事項、請求年月		
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	胃がん検診受診者		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	医療機関から収集		
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨	含む		
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先	—		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ あり ☐ なし	
（備考）			

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	骨粗しょう症検診ファイル		
市の機関の名称	市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部保健センター		
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法による検診の記録に利用する		
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）	住民コード、カナ氏名、生年月日、性別、年度、受診日、医療機関、受診番号、検査結果、測定値、若年比、同年齢比、身長、体重、検査方法、その他_検査方法 X 線撮影番号、DXA 測定部位、その他_DXA 測定部位、特記事項、請求年月		
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	骨粗しょう症検診受診者		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	業者から収集		
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨	含む		
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先	—		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ あり ☒ なし	
（備考）			

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		乳幼児健康管理票
市の機関の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部保健センター
個人情報ファイルの利用目的		乳児家庭全戸訪問、1 か月児健診、10 か月児健診、乳幼児健康診査（4 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳 6 か月児・5 歳児）の記録に利用、予防接種接種歴の記録に利用
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		予防接種接種歴、妊娠分娩時の異常有無・出産時の異常の有無・出産医療機関、出産週数、出生時の体重・身長・胸囲・頭囲・退院時の記録、1 か月の時の栄養、未熟児養育医療の有無、仮死の有無、保育器使用の有無、黄疸の有無、光線療法の実施の有無、新生児聴覚スクリーニング検査結果、訪問時体重・身長・頭位・胸囲、栄養状況、児の一般状態、母の一般状態、EPDS 点数、気持ちシート点数、養育状況、指導事項（訪問結果等） 健診年月日、住所、電話、氏名（ふりがな）、性別、生年月日、保護者の氏名、保護者の生年月日、予防接種日、問診内容、身体所見、運動・精神発達、指示・助言事項・診察所見・判定指示、口腔所見（4 か月児健診を除く）、眼科・聴覚検査（3 歳 6 か月児健診）、主訴・特記事項、心理（1 歳 6 か月、3 歳 6 か月、5 歳児健診）、「助言事項、5 歳児健診のみ判定（福祉）、子育て支援、支援の必要性の判定、1 か月児健診のみ栄養方法、疾病及び異常の有無、身体発育、栄養状態、先天性代謝異常検査、ビタミン K2 投与、育児上の問題、診察判定、事後管理、経過記録
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		乳児家庭全戸訪問を受けた者、健診を受診した児、母子保健に関する事業を受けた者 経過記録については、訪問を受けていない者や健診未受診者含む
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診の他、母子保健に関する事業を行った際に保護者から直接収集または、関係機関から情報収集。
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—
開示・訂正・利用停止 請求を受理する組織 の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—
	内容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ あり ☐ なし

(備考)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書
市の機関の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部保健センター
個人情報ファイルの利用目的		障害者自立支援法に基づき通院医療費の公費負担制度を申請した人の控えに利用する。
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		氏名（フリガナ）、生年月日、年齢、個人番号、住所、電話番号、保護者氏名（受信者が 18 歳未満の場合）氏名、受診者との関係、個人番号、住所、電話番号、被保険者証（記号、番号、保険者名）、受診者と同一の保険加入者の氏名、個人番号、病院、診療所、薬局、デイケア、訪問看護、検査、その他の名称、住所、電話番号、前回及び今回所得区分、重度かつ継続、添付資料、今年度申請書への意見書（診断書）の有無、治療方針の変更、所得確認書類、コード 1・2、受給者・手帳番号、有効期限、変更申請内訳、手帳同人申請の有無、備考
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		障害者自立支援医療を申請した人
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人又は代理人から直接収集
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		埼玉県立精神保健福祉センター
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—
	内容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ あり ☐ なし
(備考)		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	肺がん検診・結核健診ファイル		
市の機関の名称	市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部保健センター		
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法による肺がんと結核検診受診者の記録に利用する		
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）	住民コード、カナ氏名、生年月日、性別、年度、受診日、医療機関、受診番号、X 検査最終判定 1、X 検査最終判定 2、喀痰細胞診検査判定、検査方法、喀痰標本番号、喀痰容器配布有無、喫煙量、喫煙年数、喫煙指数、六か月以内の血痰有無、その他の高危険群、職場有無、職場年数、検診中_後の重篤な偶発症を確認、検診中_後の偶発症による死亡 精検受診区分、特記事項、請求年月		
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	肺がん検診・結核健診受診者		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	医療機関から収集		
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨	含む		
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先	—		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15 号	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ あり ☐ なし	
（備考）			

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	肝炎ウイルス検診ファイル		
市の機関の名称	市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部保健センター		
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法による肝炎ウイルス検診受診者の記録		
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）	住民コード、カナ氏名、生年月日、性別、年度、受診日、医療機関、受診番号、C 型肝炎ウイルス検査、B 型肝炎ウイルス検査、特記事項、請求年月		
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	検診受診者		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	医療機関から収集		
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨	含む		
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先	—		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別	☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル		
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	☒ あり ☐ なし		
（備考）			

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		精神障害者保健福祉手帳申請書	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部保健センター	
個人情報ファイルの利用目的		精神保健福祉手帳の申請をした人の控えに利用する	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		受理年月日、整理番号、コード 1・2、前回障害者等級、申請者本人氏名（フリガナ）、生年月日、個人番号、住所、電話番号、家族の連絡先、氏名、続柄、住所、電話番号、既存の受給者証（受給者番号）有効期限、既存の手帳（手帳番号）有効期限、申請書を提出した者の氏名、本人との続柄、住所、電話番号	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		精神保健福祉手帳を申請した人	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人又は代理人から直接収集	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		埼玉県立精神保健福祉センター	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ あり ☐ なし	
（備考）			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		30 歳代健診・生保健診ファイル
市の機関の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部保健センター
個人情報ファイルの利用目的		健康増進法による健康診断の記録に利用する
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		住民コード、カナ氏名、生年月日、性別、年度、健診日、受診種別、実施医療機関名、資格区分、身長、体重、腹囲、計測方式、収縮期、拡張期、回数、既往歴の有無、既往歴、自覚症状の有無、自覚症状、他覚症状の有無、他覚症状、治療中疾患の有無、治療中疾患、血圧を下げる薬の服用、血糖を下げる薬の服用、コレステロールを下げる薬の服用、脳卒中、心臓病、慢性腎不全_人工透析、貧血、タバコ、二十歳の体重から 10kg 以上増えた、一回 30 分以上の運動、身体活動を 1 日 1 時間以上、歩くスピードは速い、食事をかんで食べる時の状態、食べるスピード、夕食後 2 時間以内に寝る、間食、朝食を抜くことが週 3 回以上ある、お酒を飲む頻度、お酒 1 日当たりの飲む量、睡眠で休養が十分取れている、運動の生活習慣を改善しようと思う、食生活の習慣を改善しようと思う、保健指導を受ける機会を利用する、視診、視診所見、触診、触診所見、聴診、聴診所見、糖、蛋白、潜血、中性脂肪、HDL コレステロール LDL コレステロール、GOT_ASTGPT_ALT、ガンマ GTP、血糖値、血糖値計測時、HbA1c_NGSP、血清クレアチニン、尿酸、血清アルブミン、白血球数、赤血球数、血色素量_ヘモグロビン値、ヘマトクリット、血小板数、所見_貧血検査、心電図、心電図結果内容、所見_眼底検査、Kw、シェイエ S、シェイエ H、SCOTT 分類、その他、X 線 NO、胸部 X 線検査、胸部 X 線検査結果内容、メタボリックシンドローム判定、保健指導レベル、医師の判断_判定、判断した医師の氏名、その他特記事項、請求年月
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		健診受診者
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		医療機関から収集
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—
開示・訂正・利用停止 請求を受理する組織 の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15
訂正・利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続	根拠法令	—
	内容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ あり ☐ なし
(備考)		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		コバトン ALKOO マイレージ登録者台帳	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部保健センター	
個人情報ファイルの利用目的		補助金申請の手続きのために利用する。(医療保険課へ提供) また、インセンティブとして登録者に景品を渡す際の抽選や発送事務に利用する。	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		氏名、氏名（カナ）、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		コバトン ALKOO マイレージに登録した市民	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		業者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含まない	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續	根拠法令	—	
	内 容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ あり ☒ なし	
(備考)			